



工事における競争参加者の事務手続きの負担軽減について

【概要】

四国地方整備局では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び「四国地方整備局における総合評価方式の実施方針」に基づき、平成18年度より、原則、一般競争入札の総合評価落札方式を適用しているところです。

この総合評価落札方式において、「災害時における緊急復旧等の実績」を有する企業に加点評価を実施しており、工事の競争参加を申請する都度に評価に必要な関係資料を提出して頂いている現状であります。

今回、「災害時における緊急復旧等の実績」に関して、事前に実績確認の申請をして頂いて、その確認書を交付することで、申請の都度に提出して頂く資料作成等の負担軽減を行います。

【申請の方法等】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により災害時における緊急復旧等の実績と確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、工事の競争参加を申請する都度に作成・提出していた各種資料に代えて、この確認書のみを添付提出して頂ければ良いこととなります。

なお、この確認書は、四国地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の競争参加資格確認資料にのみ適用するものです。

<問合せ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL:(087)851-8061

技術審査官 三野 真治 (内線6216)

品質確保室長 近藤 徹 (内線6413)

○品質確保室課長補佐 富本 正 (内線6472)

※○：主たる問い合わせ先

工事の競争参加を申請する都度に提出していた「災害時における緊急復旧等の実績」の評価に関する資料作成等の負担軽減を行います。

【現状】

- 下表に示す評価基準に合致する配点を、総合評価の評価点として加算している。

災害時における緊急復旧等の実績評価

● 企業評価

災害支援に係る表彰等 (H28.3.30現在の評価項目等)

評価項目	評価基準	配点
平成24年度以降に災害により出動した実績の有無	四国内の国の機関、四国四県又は市町村からの指示、要請により出動した実績有り	5
	なし	0



(H28.4.18以降の評価項目等)

評価項目	評価基準	配点
平成25年度以降に災害により出動した実績の有無	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5
	四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3
	四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1
	なし	0

※四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結している企業又は団体に所属していることが前提

※災害時における緊急復旧等の実績がある場合は、国・県・市町村からの指示書(票)、契約書等の契約が確認出来る資料の写し(いずれか1件)及び災害内容・現地作業内容・被災原因が確認出来る資料(報告書、契約図書等)を提出すること。



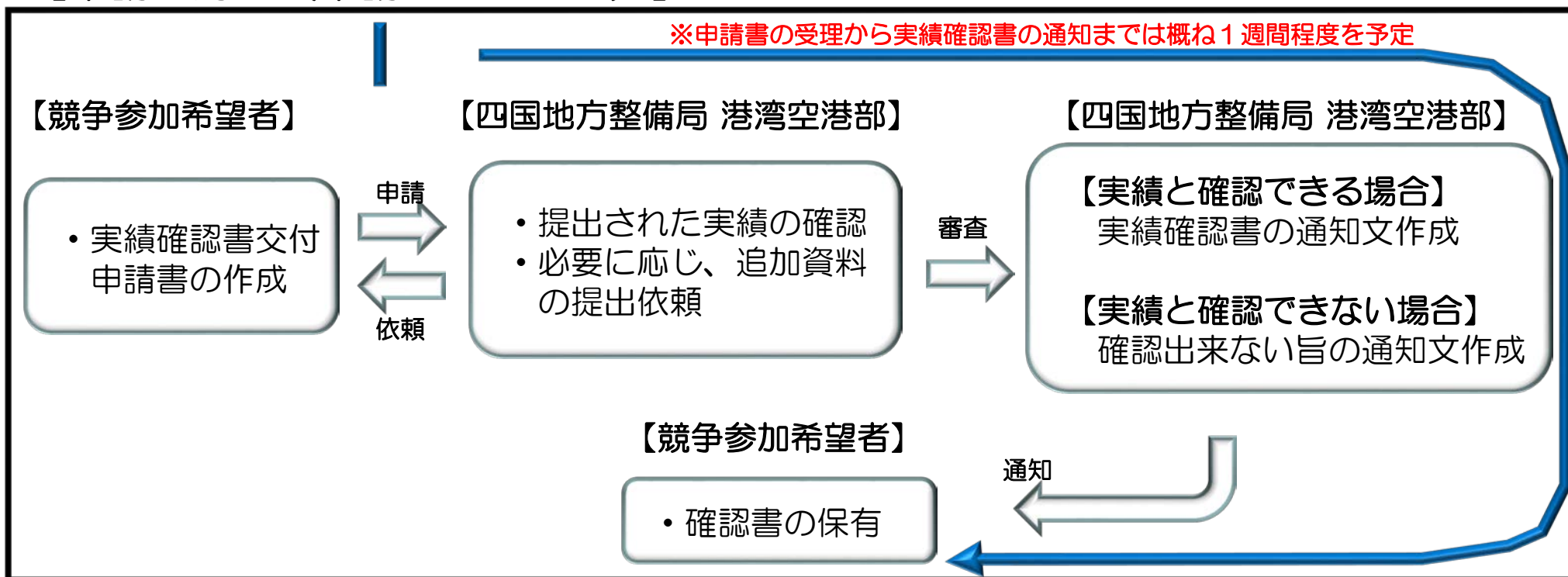
評価基準に示されている実績を証明するため、競争参加資格確認申請を提出する工事案件毎に、実績が確認できる資料を作成し提出している。

【事務手続きの負担軽減】

「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」に基づいて、必要な資料を提出して頂き、その資料により「災害時の緊急復旧等の実績」であると確認したものに対して、確認書を交付します。

これにより、競争参加資格申請書を提出する工事案件毎に作成・提出していた各種資料に代えて、確認書のみを提出して頂ければ良いこととなります。

【申請の方法（申請のフロー図）】



【申請書類】

申請にあたっては、必要な関係書類を四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に提出してください。なお、実績の確認をするために、提出して頂いた資料に不足や不明な点がある場合は、**資料の追加をお願いする場合があります。**

(資料不足等による資料の不備で、実績確認書が交付されないことはありません)

● 交付申請書類の概要

- 交付申請書（様式1及び様式2）
 - 契約行為がわかる指示書（票）、契約書等または「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し
 - 作業内容の分かる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）
 - 現地作業着手までに余裕期間を許されない緊急性が確認できる資料（作業工程表等）
 - 災害による被害の具体的な内容が確認できる資料（規模等分かる図面や写真）
- ……等

※詳細は「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定 平成28年4月18日）」を四国地方整備局（港湾空港部）のホームページに掲載しますので、参照ください。

【ホームページのアドレス】

<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>

【交付する実績確認書の例】

●実績と確認できる場合

国四整品確第1号
平成28年4月28日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成28年4月22日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月18日）に示される「災害時における緊急復旧等」であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効期限は、平成30年3月31日までとする。

記

工事または作業

内 容	作業船による開発保全航路における沈降物の回収
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

【実績確認書の有効期限】
四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第11条(実績確認書の有効期限)」
「災害時における緊急復旧等」の応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

●実績と確認できない場合

国四整品確第1号
平成28年4月28日

高松市サンポート3-33
●●建設株式会社
代表者 四国 太郎 殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成28年4月22日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月18日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業

内 容	土嚢製作及び危険箇所へのブルーシート張り作業
開始日	平成26年7月29日
発注者	四国地方整備局 港湾空港部
工事名	平成26年度 ○△□工事

実績と確認できない理由

- 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第6条第1項に該当しない。

四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領

第1条（目的）

本要領は、四国地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の一般競争入札における、競争参加資格確認資料にある「災害時における緊急復旧等の実績（以下、「実績」という。）」の確認書交付申請に関する事項を定め、競争参加希望者の実績確認書を交付することにより、競争参加希望者がその都度に提出する、実績を証明するための資料作成作業および提出資料枚数の軽減を目的とする。

第2条（確認書の適用）

本要領により交付する実績確認書は、四国地方整備局（港湾空港関係）が発注する工事の競争参加資格確認資料にのみ適用できる。

第3条（交付）

交付は、競争参加希望者からの実績確認書の交付申請に基づき、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長が、「実績」と確認したものについて、その都度交付する。

第4条（実績確認書の交付申請）

- 1 実績確認書の交付申請は、実績確認書交付申請書（別記様式1）および実績を確認するための資料（以下、「確認資料」という。）により行うものとし、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室に送付するものとする。
- 2 確認資料は、本要領第7条により作成するものとする。
- 3 実績確認書の交付申請は、1件の「実績」毎に取りまとめて行うものとする。
- 4 実績確認書の交付申請は、第3条による実績確認書の交付、もしくは第10条第3項による「実績」と認めない旨の通知があるまでの間、交付申請の取り下げを認めない。

第5条（実績確認できる対象）

- 1 四国地域において、四国地方整備局長・四国地方整備局次長・四国地方整備局管内の事務所長・四国四県の知事または四国内の市町村長からの指示もしくは要請、四国地域以外においては、四国地方整備局長・四国地方整備局次長・四国地方整備局管内の事務所長からの指示もしくは要請（以下、「指示もしくは要請」という。）に基づき、実績確認書交付申請者が実施した、災害時における緊急復旧等に限る。なお、「指示もしくは要請」をされた者の下請け会社または協力会社として行った災害時における緊急復旧等は対象としない。
- 2 災害時における緊急復旧等の工事または作業の開始日が、実績確認書の交付申請をする年度より3年度前の4月1日以降のものに限る。なお、年度とは4月1日より翌年の3月31日の1年間とし、以下、「年度」という。

第6条（災害時における緊急復旧等）

- 1 災害時における緊急復旧等とは、公共土木・建築施設等に対して、災害に起因し、かつ現地作業着手までに余裕時間を許されない作業の「指示もしくは要請」が行われ、直ちに人員および資機材の手配を行い、空白時間なく速やかに開始した応急復旧工事または作業に限る。
ただし、待機や事前の立ち入り防止対策および交通整理や巡回巡視等の応急復旧工事または作業がないもの、軽微な作業は除く。
- 2 本要領における災害とは、「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害、もしくは被害発生の予兆があり、かつ予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された現象とする。
- 3 本条第1項の空白時間について、現地の気象・海象状況および遠距離等の理由により、やむを得ず生じた以下の空白時間については、空白時間より除外する。
 - ・「指示もしくは要請」が行われた現地において、極めて悪い気象・海象状況または異常な出水や大規模な火事もしくは爆発等により、作業の安全が確保できず、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」が行われた現地において、土砂崩壊等の被災が発生し、現地作業が安全に実施できるか調査確認するために時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」が行われた海域において沈降物が想定される等により、水深等の調査確認をするために時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」が行われた現地において、作業の安全が確保できない等の理由から、その現地を管轄する管理者等より、作業実施に関する了解が得られず、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」が行われた現地において、他の者が行う「災害時における緊急復旧等」の完了後の実施となったことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始したが、その手配に時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始したが、その資機材の積み込みに時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・「指示もしくは要請」の直後から、人員および資機材の手配を開始し速やかに出動したが、災害時における緊急復旧等を行う場所が遠距離もしくは、道路等の途絶による迂回等のため、その移動に時間を要し、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・船舶が用いられた場合において、その船舶を係留する施設の確保に時間を要したことより、やむを得ず生じた空白時間。
 - ・震災等による、長期間に継続する応急復旧工事または作業に対応する計画的な派遣の「指示もしくは要請」に基づくもので、派遣の「指示もしくは要請」から、応急復旧工事または作業までの間に生じた空白時間。
- 4 災害時における緊急復旧等は、本条第1項に示すとおり、応急復旧工事または作業がないものは除くことを原則とするが、「指示もしくは要請」に基づき現地に到着した後に、現地の状況や情勢の変化により、応急復旧工事または作業の必要がなくなった、もしくは出来なかったものについては、「災害時における緊急復旧等」として扱う。

- 5 軽微な作業とは、以下に示すものとする。
- ・ 1箇所当たり30分程度の作業。なお、1箇所当たり30分程度の作業が複数回連続した場合も含む。
 - ・ 冬期の雪害に対する作業を含む工事または作業の契約（災害時等の異常時に対する緊急の対応等を行うことを目的に締結した協定を除く。）が締結され、その契約の履行として行われた融雪もしくは除雪作業の実績。ただし、1回の融雪もしくは除雪作業が完了し、平常に回復した後の翌日に実施した融雪もしくは除雪作業の実績については、「軽微な作業」とはしない。
- 6 災害発生後に、入札公告された災害復旧工事は、「災害時における緊急復旧等」とは認めない。

第7条（確認資料）

実績確認書交付申請書に附す「確認資料」は、下記に示すものとする。

[基本事項の確認資料（必須の確認資料）]

- ・ 「災害時における緊急復旧等」に対する、国・県・市町村からの指示書（票）または契約書等、「指示もしくは要請」が確認できる資料の写し。
- ・ 応急復旧工事または作業の内容が確認できる資料（報告書、契約図面、作業状況写真等）。
- ・ 現地作業着手までに余裕時間を許されない緊急性が確認できる資料（「指示もしくは要請」の日および応急復旧工事または作業の日時が確認できる指示書（票）、契約書、報告書、作業工程等）。

[被害が発生した実績の確認資料]

- ・ 「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害の具体的な被害内容（通行止め、集落孤立、停電等）が確認できる資料。
- ・ 具体的な損傷内容が確認できる資料（損傷状況写真、損傷規模の分かる図面または写真等）。

[喫緊に被害の発生が想定された実績の確認資料]

- ・ 「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている被害発生の予兆や予兆の拡大等による、喫緊の被害発生が想定されたことが確認できる資料。

[空白時間に関する確認資料]

- ・ 第6条第3項に示す「やむを得ず生じた空白時間」に対する、やむを得なかった理由に関する資料（気象警報注意報・海上警報・避難指示等の発令状況に関する記録、気象・海象状況に関するデータや写真、他の者が行う「災害時における緊急復旧等」との関連に関する工程表や打ち合わせ記録、「やむを得ず生じた空白時間」に実施された内容の記録等）。

第8条（確認資料の追加資料）

実績の確認において、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長より、確認資料の追加を要求する場合がある。

第9条（確認資料および確認資料の追加資料の修正等）

「確認資料」および「確認資料の追加資料」については、申請者からの申し出による、修正・追加・削除は認めない。

第10条（実績の確認）

- 1 実績の確認は、第4条第1項に示す実績確認書交付申請書及び「確認資料」、第8条に示す「確認資料の追加資料」により、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室長が、「実績」と認めたもののみを確認する。
- 2 経常建設共同企業体および事業協同組合としての「実績」は、その経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の「実績」としては認めない。また、経常建設共同企業体および事業協同組合を構成する単体の実績も経常建設共同企業体および事業協同組合の実績としては認めない。
- 3 協業組合としての「実績」は、その協業組合を構成する組合員の「実績」としては認めない。また、協業組合を構成する組合員の実績も協業組合の実績としては認めない。
- 4 特定建設共同企業体としての「実績」は、その特定建設共同企業体を構成する単体の「実績」として認める。また、特定建設共同企業体を構成する単体の実績も特定建設共同企業体の実績として認める。
- 5 第7条及び第8条に示す「確認資料」「確認資料の追加資料」の内容が、第6条に示す「災害時における緊急復旧等」に合致しない、もしくは明確に確認が出来ないもの、または本条第2項および第3項に該当するものについては、「実績」と認めない。なお、「実績」と認めないものについては、その旨を通知する。

第11条（実績確認書の有効期限）

「災害時における緊急復旧等」の、応急復旧工事または作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間を有効期限とする。

第12条（確認資料等の書面の大きさ）

確認資料等、書面の大きさはA4版を原則とする。ただし、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室より指示がされた場合はこの限りではない。

第13条（書類の保管）

第4条第1項に示す実績確認書交付申請書及び「確認資料」、第8条に示す「確認資料の追加資料」、第3条に示す実績確認書、または第10条第35項に示す「実績」と認めない旨の通知については、第11条に示す有効期限までの間、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室及び実績確認書交付申請者の双方で保管するものとする。

第14条（守秘義務）

- 1 実績確認書交付申請者および四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室は、本条第2項から第4項の場合を除き、第13条に示す書類ならびに申請内容と結果に関する事項が、他者に知られることのないように取り扱うものとする。

- 2 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料として、実績確認書交付申請者が、入札説明書に示されている提出先に提出する場合。
- 3 四国地方整備局が発注する工事の一般競争入札における技術資料の確認として、四国地方整備局内の技術資料確認担当部署が活用する場合。
- 4 実績確認書交付申請者および四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室の双方が、他者に知らせることを了解した場合。

第15条（適用）

この要領は、平成28年4月18日以降に適用する。

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
〔 問い合わせ先
担当者氏名
TEL・メールアドレス・FAX 〕

災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請書

下記に示す工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月18日）に示される「災害時における緊急復旧等」の実績に該当するものであるかを確認して頂きたく、別添確認資料を附し、確認書交付申請をいたします。

記

工事または作業

内 容 ※工事または作業の内容を簡潔に記載

開始日 平成 年 月 日 ※工事または作業の開始日を記載

発注者 ※指示もしくは要請をした者を記載

工事名 ※工事または作業を実施した工事名を記載
※工事名の他に番号がある場合は工事名の末尾に記載

工事請負者 ※契約書に記載の請負者名を記載
(構成員 ※共同企業体の場合は構成員まで記載)
(出資比率 ※特定共同企業体の場合は本申請者の出資比率を記載)

その他部局への申請等状況

- ※ 本申請内容を四国地方整備局発注工事の技術資料として、既に提出がされている場合について様式2に記載すること。
- ※ 前記に該当する提出がされていない場合は、その旨を明記すること。

その他部署への申請状況

番号	提出先	対象工事等	提出日
1	小松島港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 □□□□工事 技術資料	H〇〇.〇〇.〇〇
2	小松島港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 △△△△工事 技術資料	H□□.□□.□□
3	高松港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 ☆☆☆☆工事 技術資料	H◇◇.◇◇.◇◇
4	高松港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 ◇◇◇◇工事 技術資料	H☆☆.☆☆.☆☆
5	松山港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 □□□□工事 技術資料	H△△.△△.△△
6	松山港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 △△△△工事 技術資料	H〇〇.〇〇.〇〇
7	高知港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 ☆☆☆☆工事 技術資料	H□□.□□.□□
8	高知港湾・空港整備事務所 総務課	平成〇〇年度 ◇◇◇◇工事 技術資料	H◇◇.◇◇.◇◇
9	四国地方整備局 総務部 経理調達課	平成〇〇年度 □□□□工事 技術資料	H☆☆.☆☆.☆☆
10	四国地方整備局 総務部 契約課	平成〇〇年度 △△△△工事 技術資料	H△△.△△.△△
11	徳島河川国道事務所 契約課	平成〇〇年度 ☆☆☆☆工事 技術資料	H〇〇.〇〇.〇〇
12	那賀川河川事務所 契約課	平成〇〇年度 ◇◇◇◇工事 技術資料	H□□.□□.□□

四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領 参考資料

四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付要領（以下、「交付要領」という。） 第10条（実績の確認）に関する参考資料として、下記に例を示す。

【実績として認める例】

- ・落石や土砂崩壊（災害）が原因となって片側又は全面通行止めとなった道路の崩土処理等の余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・落石や土砂崩壊（災害）が原因となって河道溪流が阻害又は閉塞となった崩土処理等の余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・台風等の異常な気象状況の中で行った以下の1. および2. の作業。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
 1. 倒木・流木で発生した被害に対する作業、及び倒木・流木による被害発生の予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された、余裕時間を許されない緊急の倒木処理作業・流木処理作業。
 2. 堤防の決壊・越水・洗掘・漏水、又は落石や土砂崩壊等で発生した被害に対する作業、及びこれの予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された堤防の決壊・越水・洗掘・漏水、又は落石や土砂崩壊等に対する、余裕時間を許されない緊急の作業。
- ・台風等の異常な気象状況の中で、「災害対策基本法第二条第一項」で定義されている、落石や土砂崩壊等による被害発生の予兆が確認され、かつその予兆の拡大等による、喫緊に被害の発生が想定された現象があり、全面通行止め等により現地を封鎖し、台風の通過後に作業の安全確認・現地調査・対策工検討等に時間を要したが、その後実施した余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・冬期の雪害対応を含む契約がされた経常維持工事における融雪材散布もしくは除雪作業が完了し平常に回復した後に実施した、2夜連続の融雪材散布もしくは除雪作業。
- ・災害時等の異常時に対する緊急の対応等を行うことを目的に締結した協定に基づき実施した、融雪材散布もしくは除雪作業。
- ・内水被害（災害）における内水排除作業。
- ・〇〇河川国道事務所長の指示により、〇〇地方における内水排除対策のための排水ポンプ車出動・内水排除作業。

- ・港湾法の外郭施設である防波堤（重力式）の滑動が発生、または滑動の予兆があり、かつその予兆の拡大等による、喫緊の航路または泊地の封鎖発生が想定された、余裕時間を許されない緊急の滑動抑制に関する工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・港内または航路等海域における漂流物または沈降物の回収等、余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・海域における流出した特定油（海防法施行規則第29条）の防除措置における、余裕時間を許されない緊急の応急復旧作業。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。
- ・災害に起因した、公共土木・建築施設等における電力・通信・給排水・空調機能の途絶に対する、余裕時間を許されない緊急の応急復旧工事。但し、1箇所当たり30分程度の作業の場合は実績として認めない。

なお、「実績」として認められるものは、四国地域において、四国地方整備局長・四国地方整備次長・四国地方整備局管内の事務局長・四国四県の知事または四国内の市町村長からの指示もしくは要請、四国地域以外においては、四国地方整備局長・四国地方整備次長・四国地方整備局管内の事務局長からの指示もしくは要請に基づく、災害時における緊急復旧等に限るものとし、「指示もしくは要請」された者の下請け会社または協力会社として行った「実績」は実績として認めない。

【実績として認めない例】

- ・災害発生後に入札公告された災害復旧工事。
- ・事前通行規制（全面通行止め）した区間における通行解放前に行った倒木処理・塵芥処理・路面清掃。
- ・台風等の異常な気象状況の中、通行規制を伴わずもしくは一時的な通行規制（1箇所当たり30分程度）により行った倒木処理・塵芥処理・路面清掃。
- ・冬期の雪害対応を含む契約がされた経常維持工事における、融雪材散布もしくは除雪作業で、その作業が完了し平常に回復した後の2夜連続の融雪材散布もしくは除雪作業が実施されていない実績。
- ・災害に起因しない、または緊急（現地作業着手までに余裕時間を許されない）と判断できない倒木処理・流木処理 等。
- ・待機や事前の立ち入り防止対策（セイフティーコーン等の簡易な安全施設用具の設置および立ち入り防止看板の設置）、交通整理や巡回巡視等の応急復旧工事または作業がない実績。
- ・海域における流出した油を拡散させる航行または放水等の作業。
- ・海域における流出した油等における警戒巡視等の応急復旧工事または作業がない実績。
- ・指示もしくは要請日・応急復旧工事または作業等の実施日時・内容等が不明な実績。

- ・「交付要領」第6条第3項に示されている「やむを得ず生じた空白時間」の前もしくは後に、やむを得ず生じた空白時間とは認められない空白時間がある実績。
- ・災害時における緊急復旧等ではないと判断した実績。

国四整品確第〇〇号
平成〇年〇月〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等の実績確認書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の
工事または作業が、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室
制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平
成28年4月18日）に示される「災害時における緊急復旧等」
であることを確認したので本書を交付する。なお、本書の有効
期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

記

工事または作業

内 容

開始日 平成 年 月 日

発注者

工事名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

四国地方整備局
港湾空港部 品質確保室長

災害時における緊急復旧等に関する通知

平成〇〇年〇〇月〇〇日に、貴社より申請のあった、下記の工事または作業は、四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（平成28年4月18日）に示す「災害時における緊急復旧等」と確認できないことを通知する。

記

工事または作業

内 容

開始日 平成 年 月 日

発注者

工事名

実績と確認できない理由

- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第〇条第〇項に該当しない。
- ・ 四国地方整備局 港湾空港部 品質確保室 制定 災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領第〇条第〇項により確認できない。
- ・ その他